

新型コロナウイルス（オミクロン株に対するルワンダ入国措置）

11月28日（日）ルワンダ政府は、新型コロナウイルスの新たな変異種「オミクロン株」の対処法をめぐって臨時閣議を開催、未だルワンダ国内においてオミクロン株は確認されていないものの、下記の事項を決定しました。本措置については、既に効力を発揮しております。

【概要】

- ・ルワンダ～アフリカ南部の諸国間における直行便は、一時的に運航を停止する。
- ・キガリ国際空港における全ての到着者及び出発者は、出発前72時間以内に実施したPCRテストの陰性証明を提示する必要がある。
- ・全ての到着者は、政府指定のホテルにおける24時間の隔離（自費）が求められる。
- ・特定のオミクロン影響国からの入国者、ルワンダ入国の直近において、これらの国々へ渡航したことのある者は、自費による7日間の隔離が求められる。この場合、到着時のPCRテストは自費となるが、到着後7日目に行われるPCRテストの費用はルワンダ政府が負担する。

本隔離措置の対象となる国のリストについては、あらためて保健省から通知される。

- ・会議、コンサート、結婚式、フェスティバル及び展覧会といったイベントや会合に参加する者は、新型コロナウイルスに対するワクチンを接種済みかつ新型コロナ検査を受けておく必要がある。これらの会合は、屋外または換気の良い場所で行われることが望ましい。

【11月29日（月）保健省発表：入国後7日間の隔離対象国】

ボツワナ、エスティワニ、レソト、マラウィ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、ザンビア、ジンバブエ

上記の国からのルワンダ入国者、ルワンダ入国前7日以内に上記の国を訪問したことのある者は、入国後7日間の隔離の対象となる。

—参考—

【ルワンダ政府指定隔離用ホテル一覧】

<https://travel.rbc.gov.rw/travel/src/Designated%20Hotels.pdf>

【当館ホームページ：ルワンダ入国に関するお知らせ】

https://www.rw.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00193.html

【当館ホームページ：ルワンダ国内の新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ】

https://www.rw.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00192.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

緊急時の連絡は、下記連絡先までお願いいたします。

在ルワンダ日本国大使館

領事班（福元・笹尾・木全）

+250-25-250-0884

https://www.rw.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html